

## 第 6 建設部門

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																							
社会資本整備総合交付金	社会資本整備総合交付金事業	市町村等	<p>社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図る次に掲げる事業</p> <p>〈基幹事業〉 各団体が作成し、国に提出した社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する道路、港湾等の基幹的な事業</p> <p>〈関連事業〉 関連社会資本整備事業、効果促進事業、社会資本整備円滑化地籍整備事業からなる、社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業</p>	<p>国直</p> <p>国間</p> <p>補助率は事業の区分により異なる。 (説明欄参照)</p>		<p>公共事業等 〈充当率〉 90% (財対債40%を含む)</p>	<p>財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>事業名</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>・道路事業</td> <td>7/10以内</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>・港湾改修事業 ・緑地等施設整備事業 ・海域環境創造・自然再生等事業</td> <td>1/3、4/10、5/10、5.5/10</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>・都市基盤河川改修事業 ・流域貯留浸透事業 ・河川・下水道一体型豪雨対策事業</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>・通常の下水道事業 ・下水道浸水被害軽減総合事業 ・下水道総合地震対策事業 ・合流式下水道緊急改善事業 ・都市水害対策共同事業 ・下水道整備推進重点化事業 ・下水道ストックマネジメント支援制度 ・下水道広域化推進総合事業 ・下水道リノベーション推進総合事業 ・新世代下水道支援事業制度 ・下水道地域活力向上計画策定事業 ・下水道民間活力導入促進事業 ・内水浸水リスクマネジメント推進事業 ・下水道情報デジタル化支援事業</td> <td>1/4、1/3、4/10、1/2、5.5/10</td> </tr> <tr> <td>その他総合的な治水</td> <td>・総合流域防災事業 ・津波防護施設整備事業</td> <td>1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>・高潮対策事業 ・侵食対策事業 ・海岸耐震対策緊急事業 ・津波・高潮危機管理対策緊急事業 ・海岸環境整備事業 ・海域浄化対策事業</td> <td>1/3、2/5、1/2</td> </tr> <tr> <td>都市再生整備計画</td> <td>・都市再生整備計画事業</td> <td>要綱による算定額</td> </tr> <tr> <td>都市公園・緑地等</td> <td>・都市公園等事業 ・都市公園安全・安心対策事業 ・都市公園ストック再編事業 ・市民農園等整備事業 ・緑地環境事業 ・古都保存・緑地保全等事業</td> <td>1/3、1/2、5.5/10、7/10</td> </tr> <tr> <td>市街地整備</td> <td>・都市防災推進事業 ・市街地再開発事業等 ・暮らし・にぎわい再生事業 ・都市再生総合整備事業 ・都市再生区画整理事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・集約都市開発支援事業 ・無電柱化まちづくり促進事業</td> <td>要綱による算定額</td> </tr> <tr> <td>都市水環境整備</td> <td>・都市水環境整備下水道事業 ・統合河川環境整備事業 ・下水道関連特定治水施設整備事業</td> <td>要綱による算定額</td> </tr> <tr> <td>地域住宅計画</td> <td>・地域住宅計画に基づく事業</td> <td>要綱による算定額</td> </tr> <tr> <td>住環境整備</td> <td>・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 ・市街地総合再生施設整備 ・基本計画等作成等事業 ・暮らし・にぎわい再生事業 ・バリアフリー環境整備促進事業 ・都市再生総合整備事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・街なみ環境整備事業 ・住宅市街地基盤整備事業 ・住宅地地盤特定治水施設等整備事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・狭あい道路整備等促進事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・集約都市開発支援事業 ・住宅・建築物省エネ改修推進事業</td> <td>要綱による算定額</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	事業名	補助率	道路	・道路事業	7/10以内	港湾	・港湾改修事業 ・緑地等施設整備事業 ・海域環境創造・自然再生等事業	1/3、4/10、5/10、5.5/10	河川	・都市基盤河川改修事業 ・流域貯留浸透事業 ・河川・下水道一体型豪雨対策事業	1/3	下水道	・通常の下水道事業 ・下水道浸水被害軽減総合事業 ・下水道総合地震対策事業 ・合流式下水道緊急改善事業 ・都市水害対策共同事業 ・下水道整備推進重点化事業 ・下水道ストックマネジメント支援制度 ・下水道広域化推進総合事業 ・下水道リノベーション推進総合事業 ・新世代下水道支援事業制度 ・下水道地域活力向上計画策定事業 ・下水道民間活力導入促進事業 ・内水浸水リスクマネジメント推進事業 ・下水道情報デジタル化支援事業	1/4、1/3、4/10、1/2、5.5/10	その他総合的な治水	・総合流域防災事業 ・津波防護施設整備事業	1/3、1/2	海岸	・高潮対策事業 ・侵食対策事業 ・海岸耐震対策緊急事業 ・津波・高潮危機管理対策緊急事業 ・海岸環境整備事業 ・海域浄化対策事業	1/3、2/5、1/2	都市再生整備計画	・都市再生整備計画事業	要綱による算定額	都市公園・緑地等	・都市公園等事業 ・都市公園安全・安心対策事業 ・都市公園ストック再編事業 ・市民農園等整備事業 ・緑地環境事業 ・古都保存・緑地保全等事業	1/3、1/2、5.5/10、7/10	市街地整備	・都市防災推進事業 ・市街地再開発事業等 ・暮らし・にぎわい再生事業 ・都市再生総合整備事業 ・都市再生区画整理事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・集約都市開発支援事業 ・無電柱化まちづくり促進事業	要綱による算定額	都市水環境整備	・都市水環境整備下水道事業 ・統合河川環境整備事業 ・下水道関連特定治水施設整備事業	要綱による算定額	地域住宅計画	・地域住宅計画に基づく事業	要綱による算定額	住環境整備	・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 ・市街地総合再生施設整備 ・基本計画等作成等事業 ・暮らし・にぎわい再生事業 ・バリアフリー環境整備促進事業 ・都市再生総合整備事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・街なみ環境整備事業 ・住宅市街地基盤整備事業 ・住宅地地盤特定治水施設等整備事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・狭あい道路整備等促進事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・集約都市開発支援事業 ・住宅・建築物省エネ改修推進事業	要綱による算定額	社会資本整備総合交付金交付要綱	建設企画課
								施設区分	事業名	補助率																																							
								道路	・道路事業	7/10以内																																							
								港湾	・港湾改修事業 ・緑地等施設整備事業 ・海域環境創造・自然再生等事業	1/3、4/10、5/10、5.5/10																																							
								河川	・都市基盤河川改修事業 ・流域貯留浸透事業 ・河川・下水道一体型豪雨対策事業	1/3																																							
								下水道	・通常の下水道事業 ・下水道浸水被害軽減総合事業 ・下水道総合地震対策事業 ・合流式下水道緊急改善事業 ・都市水害対策共同事業 ・下水道整備推進重点化事業 ・下水道ストックマネジメント支援制度 ・下水道広域化推進総合事業 ・下水道リノベーション推進総合事業 ・新世代下水道支援事業制度 ・下水道地域活力向上計画策定事業 ・下水道民間活力導入促進事業 ・内水浸水リスクマネジメント推進事業 ・下水道情報デジタル化支援事業	1/4、1/3、4/10、1/2、5.5/10																																							
								その他総合的な治水	・総合流域防災事業 ・津波防護施設整備事業	1/3、1/2																																							
								海岸	・高潮対策事業 ・侵食対策事業 ・海岸耐震対策緊急事業 ・津波・高潮危機管理対策緊急事業 ・海岸環境整備事業 ・海域浄化対策事業	1/3、2/5、1/2																																							
								都市再生整備計画	・都市再生整備計画事業	要綱による算定額																																							
								都市公園・緑地等	・都市公園等事業 ・都市公園安全・安心対策事業 ・都市公園ストック再編事業 ・市民農園等整備事業 ・緑地環境事業 ・古都保存・緑地保全等事業	1/3、1/2、5.5/10、7/10																																							
								市街地整備	・都市防災推進事業 ・市街地再開発事業等 ・暮らし・にぎわい再生事業 ・都市再生総合整備事業 ・都市再生区画整理事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・集約都市開発支援事業 ・無電柱化まちづくり促進事業	要綱による算定額																																							
								都市水環境整備	・都市水環境整備下水道事業 ・統合河川環境整備事業 ・下水道関連特定治水施設整備事業	要綱による算定額																																							
地域住宅計画	・地域住宅計画に基づく事業	要綱による算定額																																															
住環境整備	・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 ・市街地総合再生施設整備 ・基本計画等作成等事業 ・暮らし・にぎわい再生事業 ・バリアフリー環境整備促進事業 ・都市再生総合整備事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・街なみ環境整備事業 ・住宅市街地基盤整備事業 ・住宅地地盤特定治水施設等整備事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・狭あい道路整備等促進事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・集約都市開発支援事業 ・住宅・建築物省エネ改修推進事業	要綱による算定額																																															
<p>下水道事業債 〈充当率〉 100%</p>	<p>処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金を基準財政需要額に算入 (事業費補正分: 16%~44% 単位費用算入分5%)</p> <p>流域下水道について、元利償還金の40%を基準財政需要額に算入 一般会計からの繰出しに代えて臨時的に下水道事業債を措置し、その元利償還金の全額を基準財政需要額に算入 〔臨時措置分〕</p> <p>広域化、共同化については、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28%~56%を基準財政需要額に算入</p>	<p>公営住宅建設事業 〈充当率〉 100%</p>	<p>財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入</p>	<p>※ 基幹事業に付随した関連事業である社会資本整備円滑化地籍整備事業の補助率については、県費補助を含めて3/4となる。 ※ 基幹事業、関連事業ともに地方財政法第5条の規定に該当する場合のみ地方債を財源とすることができる。 ※ 事業内容、要件、補助率の詳細は、要綱等による。</p>																																													

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																				
社会資本整備総合交付金	防災・安全交付金事業	市町村等	<p>地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するための次に掲げる事業</p> <p>〈基幹事業〉 各団体が作成し、国に提出した社会資本総合整備計画の目標（命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。）を実現するために交付金事業者が実施する道路、港湾等の基幹的な事業</p> <p>〈関連事業〉 関連社会資本整備事業、効果促進事業、社会資本整備円滑化地籍整備事業からなる、社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業</p>	<p>国庫 補助率は事業の区分により異なる。 (説明欄参照)</p>		公共事業等 〈充当率〉 90% (対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<p>基幹事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>事業名</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>・道路事業</td> <td>7/10以内</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>・港湾改修事業 ・緑地等施設整備事業 ・海域環境創造・自然再生等事業</td> <td>1/3、4/10、5/10、5.5/10</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>・都市基盤河川改修事業 ・流域貯留浸透事業 ・河川・下水道一体型豪雨対策事業</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>・通常の下水道事業 ・下水道浸水被害軽減総合事業 ・下水道総合地震対策事業 ・合流式下水道緊急改善事業 ・都市水害対策共同事業 ・下水道ストックマネジメント支援制度 ・下水道広域化推進総合事業 ・下水道リノベーション推進総合事業 ・新世代下水道支援事業制度 ・下水道民間活力導入促進事業 ・内水浸水リスクマネジメント推進事業 ・下水道情報デジタル化支援事業</td> <td>1/4、1/3、4/10、1/2、5.5/10</td> </tr> <tr> <td>その他総合的な治水</td> <td>・総合流域防災事業 ・津波防護施設整備事業</td> <td>1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>・高潮対策事業 ・侵食対策事業 ・海岸耐震対策緊急事業 ・津波・高潮危機管理対策緊急事業 ・海岸環境整備事業 ・海域浄化対策事業</td> <td>1/3、2/5、1/2</td> </tr> <tr> <td>都市公園・緑地等</td> <td>・都市公園等事業 ・都市公園安全・安心対策事業 ・都市公園ストック再編事業 ・緑地環境事業</td> <td>1/3、1/2</td> </tr> <tr> <td>市街地整備</td> <td>・都市防災推進事業 ・市街地再開発事業等 ・暮らし・にぎわい再生事業 ・都市再生区画整理事業 ・津波防災拠点整備事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・集約都市開発支援事業 ・都市安全確保拠点整備事業 ・無電柱化まちづくり促進事業</td> <td>要綱による算定額</td> </tr> <tr> <td>都市水環境整備</td> <td>・都市水環境整備下水道事業 ・統合河川環境整備事業 ・下水道関連特定治水施設整備事業</td> <td>要綱による算定額</td> </tr> <tr> <td>地域住宅計画</td> <td>・地域住宅計画に基づく事業</td> <td>要綱による算定額</td> </tr> <tr> <td>住環境整備</td> <td>・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 ・市街地総合再生施設整備 ・基本計画等作成等事業 ・暮らし・にぎわい再生事業 ・バリアフリー環境整備促進事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・街なみ環境整備事業 ・住宅市街地基盤整備事業 ・住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・狭あい道路整備等促進事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・集約都市開発支援事業 ・住宅・建築物省エネ改修推進事業</td> <td>要綱による算定額</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	事業名	補助率	道路	・道路事業	7/10以内	港湾	・港湾改修事業 ・緑地等施設整備事業 ・海域環境創造・自然再生等事業	1/3、4/10、5/10、5.5/10	河川	・都市基盤河川改修事業 ・流域貯留浸透事業 ・河川・下水道一体型豪雨対策事業	1/3	下水道	・通常の下水道事業 ・下水道浸水被害軽減総合事業 ・下水道総合地震対策事業 ・合流式下水道緊急改善事業 ・都市水害対策共同事業 ・下水道ストックマネジメント支援制度 ・下水道広域化推進総合事業 ・下水道リノベーション推進総合事業 ・新世代下水道支援事業制度 ・下水道民間活力導入促進事業 ・内水浸水リスクマネジメント推進事業 ・下水道情報デジタル化支援事業	1/4、1/3、4/10、1/2、5.5/10	その他総合的な治水	・総合流域防災事業 ・津波防護施設整備事業	1/3、1/2	海岸	・高潮対策事業 ・侵食対策事業 ・海岸耐震対策緊急事業 ・津波・高潮危機管理対策緊急事業 ・海岸環境整備事業 ・海域浄化対策事業	1/3、2/5、1/2	都市公園・緑地等	・都市公園等事業 ・都市公園安全・安心対策事業 ・都市公園ストック再編事業 ・緑地環境事業	1/3、1/2	市街地整備	・都市防災推進事業 ・市街地再開発事業等 ・暮らし・にぎわい再生事業 ・都市再生区画整理事業 ・津波防災拠点整備事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・集約都市開発支援事業 ・都市安全確保拠点整備事業 ・無電柱化まちづくり促進事業	要綱による算定額	都市水環境整備	・都市水環境整備下水道事業 ・統合河川環境整備事業 ・下水道関連特定治水施設整備事業	要綱による算定額	地域住宅計画	・地域住宅計画に基づく事業	要綱による算定額	住環境整備	・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 ・市街地総合再生施設整備 ・基本計画等作成等事業 ・暮らし・にぎわい再生事業 ・バリアフリー環境整備促進事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・街なみ環境整備事業 ・住宅市街地基盤整備事業 ・住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・狭あい道路整備等促進事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・集約都市開発支援事業 ・住宅・建築物省エネ改修推進事業	要綱による算定額	社会資本整備総合交付金交付要綱	建設企画課
						施設区分	事業名	補助率																																						
道路	・道路事業	7/10以内																																												
港湾	・港湾改修事業 ・緑地等施設整備事業 ・海域環境創造・自然再生等事業	1/3、4/10、5/10、5.5/10																																												
河川	・都市基盤河川改修事業 ・流域貯留浸透事業 ・河川・下水道一体型豪雨対策事業	1/3																																												
下水道	・通常の下水道事業 ・下水道浸水被害軽減総合事業 ・下水道総合地震対策事業 ・合流式下水道緊急改善事業 ・都市水害対策共同事業 ・下水道ストックマネジメント支援制度 ・下水道広域化推進総合事業 ・下水道リノベーション推進総合事業 ・新世代下水道支援事業制度 ・下水道民間活力導入促進事業 ・内水浸水リスクマネジメント推進事業 ・下水道情報デジタル化支援事業	1/4、1/3、4/10、1/2、5.5/10																																												
その他総合的な治水	・総合流域防災事業 ・津波防護施設整備事業	1/3、1/2																																												
海岸	・高潮対策事業 ・侵食対策事業 ・海岸耐震対策緊急事業 ・津波・高潮危機管理対策緊急事業 ・海岸環境整備事業 ・海域浄化対策事業	1/3、2/5、1/2																																												
都市公園・緑地等	・都市公園等事業 ・都市公園安全・安心対策事業 ・都市公園ストック再編事業 ・緑地環境事業	1/3、1/2																																												
市街地整備	・都市防災推進事業 ・市街地再開発事業等 ・暮らし・にぎわい再生事業 ・都市再生区画整理事業 ・津波防災拠点整備事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・集約都市開発支援事業 ・都市安全確保拠点整備事業 ・無電柱化まちづくり促進事業	要綱による算定額																																												
都市水環境整備	・都市水環境整備下水道事業 ・統合河川環境整備事業 ・下水道関連特定治水施設整備事業	要綱による算定額																																												
地域住宅計画	・地域住宅計画に基づく事業	要綱による算定額																																												
住環境整備	・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 ・市街地総合再生施設整備 ・基本計画等作成等事業 ・暮らし・にぎわい再生事業 ・バリアフリー環境整備促進事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・街なみ環境整備事業 ・住宅市街地基盤整備事業 ・住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・狭あい道路整備等促進事業 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ・集約都市開発支援事業 ・住宅・建築物省エネ改修推進事業	要綱による算定額																																												
						公営住宅建設事業 〈充当率〉 100%	処理区域人口密度等に応じて、元利償還金を基準財政需要額に算入 （単位費用算入分5%） 流域下水道については、元利償還金の40%を基準財政需要額に算入 〔臨時措置分〕 広域化、共同化については、処理区域人口密度に応じて、元利償還金の28%～56%を基準財政需要額に算入	<p>※ 基幹事業に付随した関連事業である社会資本整備円滑化地籍整備事業の補助率については、県費補助を含めて3/4となる。</p> <p>※ 基幹事業、関連事業ともに地方財政法第5条の規定に該当する場合のみ地方債を財源とすることができる。</p> <p>※ 事業内容、要件、補助率の詳細は、要綱等による。</p>																																						

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
道路	ICアクセス道路補助事業	市町村	地域高規格道路 IC アクセス道路補助事業、スマート IC アクセス道路補助事業及び高速道路（高規格幹線道路）IC アクセス道路補助事業	国直 補助対象事業費の5/10  (改築の場合は5.5/10)		公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;対象事業要件&gt;</p> <p>【地域高規格道路 IC アクセス道路補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICの整備に併せて行うアクセス道路（1次以内）事業であること</li> <li>ICへのランプ、もしくは1次アクセス道路であること</li> <li>ICの供用時期が公表されていること</li> <li>直近の幹線道路（センサス路線）までの区間であること</li> </ul> <p>【スマート IC アクセス道路補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スマート IC の整備に併せて行うアクセス道路（1次以内）事業であること</li> <li>スマート IC へのランプ、もしくは1次アクセス道路であること</li> <li>スマート IC の整備が「事業中」であること</li> </ul> <p>【高速道路（高規格幹線道路）IC アクセス道路補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICの整備に併せて行うアクセス道路（1次以内）事業であること</li> <li>ICへのランプ、もしくは1次アクセス道路であること</li> <li>ICの供用時期が公表されていること</li> <li>直近の幹線道路（センサス路線）までの区間であること</li> </ul>	道路局所管補助金等交付申請について（国土交通省道路局長通知）	道路維持課
	空港、港湾等のアクセス道路整備等の補助事業	市町村	交通拠点（空港・港湾・駅）と人口密集地、物流機能の拠点や基幹道路 IC（高規格幹線道路・地域高規格道路）を連絡するアクセス道路の整備	国直 補助対象事業費の5/10 (改築の場合は5.5/10)		公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;対象事業要件&gt;</p> <p>1 交通拠点（空港・港湾・駅）と人口密集地、物流機能の拠点や基幹道路 IC（高規格幹線道路・地域高規格道路）を連絡するアクセス道路の整備に関するもの。 なお、交通拠点の対象は、利用量・取扱量(物流等)の増加が図られるなど機能強化を行っている以下のいずれかの施設とする。</p> <p>【空港】 ジェット化空港(滑走路延長2,000m以上又はジェット機が就航している空港(ヘリポート除く。))。</p> <p>【港湾】 国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾。</p> <p>【駅】 貨物コンテナ取扱駅。</p> <p>2 国土交通大臣が指定する「重要物流道路」の整備に関するもの。</p>	道路局所管補助金等交付申請について（国土交通省道路局長通知）	道路維持課
	道路メンテナンス事業	市町村	各地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画に基づき、各構造物に対して実施される点検、対策及び長寿命化修繕計画の策定及び更新事業	国直 補助対象事業費の5.5/10		公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;対象事業要件&gt;</p> <p>道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づく点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている構造物であって、地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づいて実施される。次のいずれかに該当する事業及び長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定・更新にかかる事業であること。</p> <p>ただし、長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定及び施設の位置づけについては、令和4年度までに行うこととする。</p> <p>(1) 構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕</p> <p>(2) 構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新</p> <p>(3) 複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴って実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る）</p> <p>(4) 横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る）</p> <p>(5) 治水効果の高い橋梁の撤去（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）への適合状況や過去の被災歴等により橋梁を撤去した場合の治水効果を確保している場合に限る。）</p> <p>(6) 道路メンテナンス事業の実施に必要な点検・診断等</p> <p>なお、上記（1）から（6）に該当する事業の実施にあたっては、新技術等の活用を検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むこと。</p>	道路メンテナンス事業補助制度要綱	道路維持課
	土砂災害対策道路事業	市町村	砂防事業と連携して事業間連携計画を作成し、重要物流道路等において土砂災害防止施設を整備する事業	国直 補助対象事業費の5.5/10		公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;対象事業要件&gt;</p> <p>土砂災害による道路の寸断を防止するため、砂防事業と連携して実施する土砂災害対策のうち、次の各号のいずれにも該当する事業について採択する。</p> <p>(1) 砂防事業と連携し事業間連携計画書を作成した事業であること。</p> <p>(2) 国土交通大臣が指定する重要物流道路若しくは代替・補完路又は地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路若しくは避難路における事業であること。</p> <p>(3) 道路法施行令に規定される「砂防のための施設」、砂防法に規定される「砂防設備」、地すべり等防止法に規定される「地滑り防止施設」又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定される「急傾斜地崩壊防止施設」を整備する事業であること。</p>	土砂災害対策道路事業補助制度要綱	道路維持課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
道路	交通安全施設等整備事業(地区内連携)	市町村	整備地区において、関係行政機関等や関係住民の代表者等との合意に基づき、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策	国直 補助対象事業費の5/10 (改築の場合は5.5/10)		公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<対象事業要件> 一定の区域において、関係行政機関等や関係住民の代表者等との間で合意に基づき、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策(速度低下、進入抑制等を促す面的対策や歩道の設置等)について採択する。 ※この一定の区域を整備地区という。  なお、「関係行政機関等や関係住民の代表者等との間で合意」とは、整備地区に関する地方公共団体の首長、対策を担当する道路管理者、関係する警察、学校・保育等の教育関係機関、関係住民の代表者等による整備計画(対策内容や時期等)に対する合意をいう。	交通安全対策補助制度(地区内連携)要綱	道路維持課
	交通安全施設等整備事業(通学路緊急対策)	市町村	通学路合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策	国直 補助対象事業費の5/10 (改築の場合は5.5/10)		公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<対象事業要件> 通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策(令和3年8月4日関係協議会議決定)に基づく通学路合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策について採択する。 ※対策必要箇所については、関係機関が実施する速度規制や通学路の変更等によるソフト面での対策を併せて実施すること。	交通安全対策補助制度(通学路緊急対策)要綱	道路維持課
	無電柱化推進計画事業	市町村	電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することを目的とした道路管理者が実施する事業	国直 補助対象事業費の5/10、5.5/10		公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<対象事業要件> 1 「無電柱化推進計画」で定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「都道府県無電柱化推進計画等」(地方版無電柱化推進計画)に位置づけられている事業 2 低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業 ※ただし、施行の際、既に工事着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く。	無電柱化推進計画事業補助制度要綱	(道路)道路維持課 (街路)都市整備課
	踏切道改良計画事業	市町村	交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する事業	国直 補助対象事業費の5/10 (改築の場合は5.5/10)		公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<対象事業要件> 踏切道改良促進法第4条第1項に規定する地方踏切道改良計画(同項又は同法第5条第1項の規定に基づき、道路管理者及び鉄道事業者が作成して、国土交通大臣に提出されたものに限る。)に位置づけられた踏切道の改良の方法により行われる道路事業(連続立体交差事業を除く。)	道路局所管補助金等交付規則実施要領	(道路)道路維持課 (街路)都市整備課
港湾施設	港湾改修事業	市町村	一般公衆の利用に供する目的で水域施設、係留施設、外郭施設及び臨港交通施設を建設又は改良する事業	国直 補助対象事業費の4/10以内		公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<補助対象事業> 1 水域施設 船舶の航行又は停泊の用に供させる施設で航路、泊地、船だまりがある。 2 係留施設 船舶の係留の用に供される施設で岸壁、物揚場、係船くい、浮桟橋等がある。 岸壁・船舶を係留させる施設で水深-4.5m以上のもの 物揚場・船舶を係留させる施設で水深-4.5m未満のもの 船揚場・船舶の軽微な修理、カキ落とし、塗装等を行うための施設 3 外郭施設 港湾区域の水面、港湾施設、港湾周辺地域を防護するための施設で、防波堤、防砂堤、導流堤、護岸、防潮堤等がある。 補助対象となるのは、公共施設を防護する施設に限られる。 4 臨港交通施設 係留施設と背後地域とを結ぶ陸路及び水路であって、接岸する船舶からの貨物、乗降客等を運ぶための、道路、鉄道、運河等の施設がある。	港湾関係補助金等交付規則実施要領	港湾課
	廃棄物埋立護岸整備事業	市町村	港湾における環境を保全するための廃棄物埋立護岸の整備	国直 補助対象事業費の1/3以内		公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<補助対象事業> 廃棄物を受入れるための外周護岸を整備する事業	港湾関係補助金等交付規則実施要領	港湾課
	海洋性廃棄物処理施設整備事業	市町村	港湾における廃棄物焼却施設の整備	国直 補助対象事業費の1/3以内		公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<補助対象事業> 船舶又は海洋施設から発生する廃棄物、港湾管理者が管理する港湾施設を維持管理することによって発生する廃棄物及び港湾区域内における汚染の防除活動によって収集された廃棄物を処理するための受入施設、焼却施設及び破碎施設を建設又は改良する事業	港湾関係補助金等交付規則実施要領	港湾課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
港湾施設	港湾公害防止対策事業	市町村	港湾における公害を防止するための事業	国直 補助対象事業費の5/10以内		公共事業等 <充当率>90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<補助対象事業> 港湾における公害を防止するために行われる浚渫事業、導水事業等	港湾関係補助金等交付規則実施要領	港湾課
	港湾機能高度化事業 (国際クルーズ旅客受入機能高度化事業)	市町村	クルーズ旅客の利用性や安全性の向上及び物流機能の効率化を図るために実施する事業	国直 補助対象事業費の1/3以内		公共事業等 <充当率>90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<補助対象事業> 1 クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬入の円滑化に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費 例：移動式ボーディングブリッジ、屋根付き通路、荷物搬送機器バスやタクシー等の駐車場等 2 クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費 例：待合設備、空調設備、便所設備、荷物搬送設備等 3 クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費のうち本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費 例：照明設備、植栽、防塵フェンス、老朽化した倉庫又は危険物取扱施設等の移動又は撤去等	港湾機能高度化事業費補助金交付要綱	港湾課
	港湾メンテナンス事業(施設)	市町村	老朽化した港湾施設の延命化のための改良をする事業	国直 補助対象事業費の4/10以内		公共事業等 <充当率>90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<補助対象施設> 係留施設、臨港交通施設、外郭施設  <採択要件等> 1 港湾メンテナンス(港湾改修費補助)事業 既存施設の延命化のための改良(埋没浚渫を除く)を行う施設であって、当該1施設の総事業費が5億円を超える事業。 2 港湾メンテナンス(港湾施設改良費補助)事業 既存施設の延命化のための改良(埋没浚渫を除く)を行う施設であって、当該1施設の総事業費が90百万円以上5億円以下の事業。 3 港湾メンテナンス(港湾施設改良費統合補助)事業 既存施設の延命化のための改良(埋没浚渫を除く)を行う施設であって、当該施設の統合補助事業計画1件あたりの事業規模が5億円を超えないものであり、かつ90百万円以上に限る。 4 港湾メンテナンス(個別施設計画作成支援)事業 既存港湾施設のライフサイクルコストの縮減につながる新技術等を活用した点検及び補修の手法及び既存港湾施設の統廃合、機能の集約化及び転換などの検討であって、その検討結果として、短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を、令和7年度までに個別施設計画に記載するもの。	港湾関係補助金等交付規則実施要領	港湾課
	港湾整備事業費補助金	市町村	漁船の利用がある市町管理港湾における港湾施設の整備や補修等を実施する事業		県単 補助対象事業費の1/2			<事業の対象> 航路、泊地等水域施設のしゅん濇工事及び外かく施設、けい留施設等の改良及び補修工事	港湾整備事業費補助金交付要綱	港湾課
港湾海岸	海岸メンテナンス事業(海岸)	市町村	戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策(これに伴う改良や更新を含む。)又は施設機能の向上を図る整備を実施する事業	国直 補助対象事業費の1/2以内		公共事業等 <充当率>90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<事業の対象> 海岸法(昭和31年法律第101号)第40条第1項第1号に規定する海岸保全区域内(同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理を所掌することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。)において実施するものであって、以下の要件を満たすものとする。なお、長寿命化計画の策定及び変更に当たっては、維持管理費用の見通しやコスト削減内容に加え、新技術等の導入検討を長寿命化計画に記載するものとする。 (1) 長寿命化計画の策定及び変更の実施に当たっては、以下の①から③のいずれかの要件を満たすこと。 ① 海岸堤防等を有しない水門・樋門、陸閘等の長寿命化計画であって令和5年度までに策定されるもの、又は既に策定されている長寿命化計画であって以下の事項等を反映させて令和5年度までに変更されるものであること。 ・水門・樋門、陸閘等の施設の追加 ・水門・樋門、陸閘等の統廃合の位置づけ ② 海岸堤防等を有しない沖合施設の長寿命化計画であって令和7年度までに策定されるもの、又は既に策定されている長寿命化計画であって沖合施設の追加を反映させて、令和7年度までに変更されるものであること。 ③ 既に策定されている長寿命化計画であって、新技術等を活用した施設の点検手法等を新たに位置づけて、令和7年度までに変更されるものであること。 (2) 老朽化対策の実施に当たっては、以下の①から⑤までの要件を満たすものとする。 ① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。 ② 維持管理費用の見通し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。 ③ 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。 ④ 第5に規定する海岸メンテナンス事業計画(以下「事業計画」という。)が策定されていること。 ⑤ 第5の2(2)に規定する事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。 ・市町村が行うもの2千5百万円以上	港湾関係補助金等交付規則実施要領  港湾海岸に係る海岸メンテナンス事業実施要綱	港湾課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
住宅	地域居住機能再生推進事業	市町村	既成市街地において、地域の居住機能の再生等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業	国庫補助対象事業費の1/2		公営住宅建設事業 (充当率) 100%		<p>&lt;対象地区要件&gt; 地域居住機能再生推進事業の整備地区は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>一 住宅市街地総合整備事業制度要綱第23第3項に規定する重点整備地区を一つ以上含む地区にあって、重点整備地区の整備に関連して、良好な住宅市街地の整備が見込まれる地区であること。</p> <p>二 整備地区の面積が概ね5ヘクタール以上であること。ただし、重点供給地域にあっては概ね2ヘクタール以上であること。</p> <p>三 次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>イ 入居開始から30年以上経過した公的賃貸住宅団地を含んでいること。</p> <p>ロ 公的賃貸住宅の管理戸数について、次のaからdまでのいずれかに該当すること。</p> <p>a 公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね1,000戸以上であること。</p> <p>b 次の(1)から(7)までのいずれかに該当する施設を複数併設する場合(少なくとも一の施設を子育て支援施設(5)から(7)までに掲げるものをいう。)とするものに限る。)にあっては、公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね300戸以上であること。</p> <p>(1) 総合生活サービス窓口、情報提供施設、生活相談サービス施設、食事サービス施設、交流施設、健康維持施設及び介護関連施設</p> <p>(2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業の用に供する施設</p> <p>(3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号(ただし、児童養護施設及び(5)に掲げる施設を除く。)、同条第2項第4号に規定する施設</p> <p>(4) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成17年政令第257号。以下「地域住宅特別措置法施行令」という。)第2条第2号又は第6号に規定する施設</p> <p>(5) 社会福祉法第2条第2項第2号に掲げる施設(ただし、乳児院、母子生活支援施設又は児童自立支援施設に限る。)</p> <p>(6) 地域住宅特別措置法施行令第2条第1号、第3号又は第5号に規定する施設</p> <p>(7) 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目第2第3項ハ(13)に規定する施設</p> <p>c 整備地区が、次の(1)及び(2)を満たす地域内に存する場合にあっては、公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね100戸以上であること。</p> <p>(1) 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域以外の地域</p> <p>(2) 都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域、地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の7第1項に規定する地域再生土地利用計画の区域又はまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略若しくは地域住宅計画において移住・定住促進若しくは生活圏の維持形成等の位置付けのある区域</p> <p>d 次の(1)及び(2)の要件に該当する場合にあっては、公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね100戸以上であること。</p> <p>(1) 子育て支援施設を併設すること。</p> <p>(2) 建替え後、新たに募集する住戸の半数以上で子育て世帯を優先的に募集すること。ただし、子育て世帯を優先的に募集する住戸は、その住宅専用面積を55㎡以上とする。</p> <p>地域居住機能再生推進事業の重点整備地区は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>一 重点整備地区の面積が概ね1ヘクタール以上、重点供給地域にあっては概ね0.5ヘクタール以上であること。</p> <p>二 住宅市街地総合整備事業制度要綱第23第8項第2号の表(イ)欄に掲げるいずれかの事業の実施が見込まれる区域を含むこと。</p> <p>三 地域居住機能再生協議会で地域居住機能再生計画を策定すること。</p>	公営住宅法 住宅市街地総合整備事業制度要綱 公営住宅等整備事業等補助要領 公営住宅等整備事業対象要綱	公営住宅課

<次ページへ続く>

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																
住宅	地域居住機能再生推進事業							<p>&lt;補助対象事業&gt;  地域居住機能再生推進事業の実施  施行者又は補助事業者は、地域居住機能再生推進事業において、次の表の(イ)欄に掲げる事業について、(ロ)欄に掲げる要綱等に即して事業を実施することができる。この場合において、(ロ)欄に掲げる要綱等のうち(ハ)欄に掲げる事項は(ニ)欄に掲げる事項に読み替えるものとする。  (一部抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(イ)</th> <th>(ロ)</th> <th>(ハ)</th> <th>(ニ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅市街地総合整備事業</td> <td>住宅市街地総合整備事業制度要綱第3から第22まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、社会资本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(8)、附属第Ⅲ編イ-16-(8)</td> <td>住宅市街地整備計画</td> <td>地域居住機能再生計画</td> </tr> <tr> <td>公営住宅等整備事業</td> <td>公営住宅整備事業等補助要領、公営住宅等整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公営住宅等ストック総合改善事業</td> <td>公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱、公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;補助限度額&gt;  国は、上記表の(イ)欄に掲げる事業について、同表(ロ)に掲げる要綱等に即して事業の施行者又は補助事業者に対して補助等を実施することができる。</p>	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第3から第22まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、社会资本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(8)、附属第Ⅲ編イ-16-(8)	住宅市街地整備計画	地域居住機能再生計画	公営住宅等整備事業	公営住宅整備事業等補助要領、公営住宅等整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編			公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱、公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編				
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)																							
住宅市街地総合整備事業	住宅市街地総合整備事業制度要綱第3から第22まで、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱、社会资本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(8)、附属第Ⅲ編イ-16-(8)	住宅市街地整備計画	地域居住機能再生計画																							
公営住宅等整備事業	公営住宅整備事業等補助要領、公営住宅等整備事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編																									
公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱、公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱及び交付金交付要綱附則第Ⅲ編																									
住宅	脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業	市町村等	公的賃貸住宅ストックのカーボンニュートラルの実現に向け、既存の公営住宅等の大規模改修に併せて先進的な省エネルギー改修や再生可能エネルギー設備の導入を支援する事業	国庫			公営住宅建設事業<充当率>100%	<p>&lt;補助対象事業&gt;  脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業の実施に係る要件は次に掲げるとおりとする。  一 令和8年度までに実施するものであること。  二 公営住宅を対象とする事業については、公営住宅等長寿命化計画に基づいて行われるものであること。  三 改良住宅を対象とする事業については、改良住宅等長寿命化計画に基づいて行われるものであること。  四 学識経験者・実務者等からなる審査委員会により、有効性及新規性・汎用性の観点から評価を行い、選定した事業であること。  五 事業の実施後、概ね20年以上管理する予定のものであること。</p> <p>&lt;補助限度額&gt;  1 脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業に係る補助金の額  脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業に要する経費に係る補助金の額は、次の各号に掲げる費用を合計した額(ただし、併せて実施するストック改善事業に要する経費の額を限度とする。以下「脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業に要する経費」という。)のうち、次の表の(イ)欄に掲げる住宅に応じ(ロ)欄に掲げる額とする。  一 工事費(附帯的工事費、既存部分の除却及び撤去費用を含む。) 団地別及び構造別に算定するものとし、標準建設費等共同通知別表第1に掲げる1戸当たりの工事費に改善の対象となる住宅の戸数を乗じて得た額を限度とする。ただし、公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱第5第1項第五号イからニまでに掲げる施設の整備に係る工事費については、上記の算定とは別に団地別及び施設別に算定するものとし、その工事費の合計の限度額を標準建設費等共同通知別表第2(8)に掲げる1戸当たりの加算額に改善の対象となる公営住宅等の戸数を乗じて得た額(同号イに定める集会所にあっては標準建設費等共同通知別表第5(8)に掲げる1件当たりの限度額)とする。ただし、当該住宅の存する敷地内に係る取組とする。  二 測量試験費 工事のために必要な測量、試験、調査及び設計に要する費用並びに最適改善手法評価に要する費用  三 効果検証費 先進的な省エネルギー改修又は再生可能エネルギー設備導入を行う効果の検証に係る費用については、第一号及び第二号の算定とは別に一事業当たりで算定するものとし、その限度額を効果の検証の対象となる住宅の戸数に1戸当たり500,000円を乗じて得た額と6,000,000円との小さい方の額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(イ)</th> <th>(ロ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公営住宅、改良住宅、機構住宅</td> <td>脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業に要する経費の額に3分の2を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>公社住宅</td> <td>地方公共団体が地方住宅供給公社に対し補助する額(脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業に要する経費の3分の2に相当する額を限度とする。)に2分の1を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第1項の規定により工事費、測量試験費及び効果検証費を算出する場合においては、2で割り切れる1,000円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。  3 脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業に係る補助金に係る評価事業に要する経費に係る補助金の額は、脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業に係る評価に必要な費用以内の額とする。</p>	(イ)	(ロ)	公営住宅、改良住宅、機構住宅	脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業に要する経費の額に3分の2を乗じて得た額	公社住宅	地方公共団体が地方住宅供給公社に対し補助する額(脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業に要する経費の3分の2に相当する額を限度とする。)に2分の1を乗じて得た額	公営住宅法 公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱	公営住宅課										
(イ)	(ロ)																									
公営住宅、改良住宅、機構住宅	脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業に要する経費の額に3分の2を乗じて得た額																									
公社住宅	地方公共団体が地方住宅供給公社に対し補助する額(脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業に要する経費の3分の2に相当する額を限度とする。)に2分の1を乗じて得た額																									



施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
土木施設・都市施設	市町村土木事業費補助金	市町村	1. 一般土木事業 (1) 道路改築 (2) 交通安全施設整備 (3) 河川改良 (4) 海岸改良 (5) 港湾改良・漁港改良 2. 都市計画事業 (1) 街路 (2) 公園 (3) 都市景観整備 (4) 地域振興土地地区画整理 3. 土砂災害防止対策事業 土砂災害防止対策		①県 補助率は事業の区分により異なる。 (説明欄参照)	一般単独(一般)事業 <充当率> 75% 一般単独(河川等)事業 <充当率> 90% 一般単独(地方道路等整備)事業 <充当率> 90%		<補助対象事業> 1 一般土木事業 (1) 道路改築 原則として、1・2級市町村道及び市町村の重要な施策に関連して整備を必要とするもののうち、緊急に整備を要するもので次の規格に合うもの。 ア 一般地域にあっては原則として車道巾4メートル以上、過疎・振興山村及び離島地域にあっては車道巾3メートル以上の改築工事 イ 橋りょう工事については、永久橋の改築工事 (2) 交通安全施設整備 歩道、歩道橋、自転車専用道、自転車駐車場、自動車駐車場、歩行者立体横断施設、中央帯の設置、交差点改良及び踏切構造改良工事等 うち、自転車駐車場及び自動車駐車場の採択基準は、下記のとおりとする。 ア 自転車駐車場 (7) 自転車が現在道路上に相当数(10台程度)以上放置されている場所のうち駅及び主要バス停車場付近に設置するもの。 (4) 規模は、市街化区域内は駐車台数(計画)100台未満、敷地面積100平方メートル未満とし、その他区域は100台以上の駐車台数とする。 イ 自動車駐車場 (7) 都市計画に定められた駐車場整備地区内において、都市施設として都市計画決定されているもの(準ずるものを含む。)。ただし、都市計画事業として整備されるものを除く。 (4) 規模は計画駐車台数が概ね200台以上であることとする。 (3) 河川改良 ア 水害想定区域が0.1平方キロメートル以上又は工事施行により水害をまぬがれる戸数5戸以上の準用河川の改良工事 イ 都市化の著しい流域(市街化区域及び市街化調整区域内の開発区域の占める割合が概ね50%以上、又は20%以上でありさらに増加が予想される流域)で、流出抑制を目的に既存の公共用地等に設ける貯留能力300m未満の貯留浸透施設 (4) 海岸改良 市町村管理に係る海岸保全区域の海岸保全施設の改良工事 (5) 港湾改良・漁港改良 航路、泊地等水域施設の浚渫工事及び外郭施設、係留施設、臨港施設等の改良工事、自動車駐車場の設置工事 うち、自動車駐車場の採択基準は、下記のとおりとする。 ア 港湾計画又はこれに準ずる計画に定められた駐車場利用地において、港湾の適正な管理を達成するため必要と認められるもので、港湾利用の高度化が図られるもの。 イ 規模は、計画駐車台数が概ね200台以上であることとする。 2 都市計画事業 (1)-1 街路の新設改良(橋りょう、舗装を含む。) ア 市街化区域内の既成市街地及び近い将来市街化の予想される区域の幹線街路工事 イ 減少率の高い土地地区画整理事業区域内に含まれる幹線街路工事 ウ 市街化区域内の他の重要事業との関連で緊急に整備を要する幹線街路工事 エ 市街化区域内の緊急に整備を要する歩行者専用道及び自転車専用道工事 オ 車道舗装 原則として都市計画決定通り築造された市街化区域内の交通量の多い幹線街路工事 カ 歩道舗装 原則として都市計画決定通り築造された市街化区域内の人家が連担し、歩行者交通量の多い幹線街路工事 (1)-2 自転車駐車場 ア 自転車が現在100台以上放置されているか、今後5ヶ年間に100台以上の放置が予想される箇所に設置するもの。 イ 市街化区域内において、規模は、面積が100平方メートル以上、計画駐車台数が100台以上とする。 (1)-3 自動車駐車場 ア 都市計画に定められた駐車場整備地区内において、都市施設として都市計画決定されているもの(準ずるものを含む。)。のうち、街路事業・土地地区画整理事業等と一体として整備されるもの。 イ 規模は、計画駐車台数が概ね200台以上であることとする。 (2)-1 河川敷公園 河川敷に設置する公園施設及び予定公園施設 (2)-2 その他公園 ア 街区公園、近隣公園、一般公園(運動公園を含む。 )及び緑地の公園施設 イ 墓園(墓所を除く。 )の幹線園路及び修景施設	市町村土木事業費補助金交付要綱	建設総務課

<次ページへ続く>

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要																																																														
土木施設・都市施設	市町村土木事業費補助金							<p>(3) 都市景観整備 修景施設、水景施設、夜間景観設備等の都市の良質な景観形成に必要な工事であり、以下の条件を満たすものとする。 ア 都市景観基本計画に基づき、整備方針が定められていること。 イ 当該地区において、緑化協定の規制・誘導施策を講ずる又は講ずる予定があること。 ウ 住民によるまちづくりの意見が事業内容に反映されていること。 エ 設置施設の維持管理について、地域住民の協力が得られること。</p> <p>(4) 地域振興土地区画整理 ア 本事業の対象となる地区は、組合等土地区画整理事業補助交付要綱に定める補助対象地区とする。 イ 地区内の都市計画道路のうち、国庫補助対象としない都市計画道路のみを本事業の対象とする。</p> <p>3 土砂災害防止対策事業 土砂災害防止対策 土砂災害防止対策工事のうち、以下の条件を満たすものとする。 (1) 傾斜度が30度以上の斜面で、高さが5m以上であるもの。 (2) 土砂災害警戒区域に保全家2戸以上、もしくは公共的建物または避難場所等を含むものであること。 (3) 土砂災害特別警戒区域を解除する事業であるもの。 (4) 次のいずれかの条件に該当するもの。 ア 保全家2～4戸の小規模斜面のうち、落石や土砂崩れが発生するなど放置できない斜面 イ 市町村が所有する斜面のうち、避難場所や要配慮者利用施設といった土砂災害発生時に社会的な影響が大きい保全対象がある斜面 ウ 令和元年度以前に県の開発許可等に基づき造成された後に土砂災害特別警戒区域に指定された斜面</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>1 一般土木事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助対象事業費</th> <th rowspan="2">1件の事業費</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>一般地域</th> <th>過疎・振興山村地域及び離島地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 道路改築</td> <td>300万円以上</td> <td>1/2以内</td> <td>2/3以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 交通安全施設整備 (うち自転車駐車場) (うち自動車駐車場)</td> <td>300万円以上 (300万円以上) (300万円以上)</td> <td>1/2以内 (1/3以内) (1/3以内)</td> <td>2/3以内 (1/3以内) (1/3以内)</td> </tr> <tr> <td>(3) 河川改良</td> <td>300万円以上</td> <td>1/2以内</td> <td>2/3以内</td> </tr> <tr> <td>(4) 海岸改良</td> <td>300万円以上</td> <td>1/2以内</td> <td>2/3以内</td> </tr> <tr> <td>(5) 港湾改良・漁港改良 (うち自転車駐車場)</td> <td>300万円以上 (300万円以上)</td> <td>1/2以内 (1/3以内)</td> <td>2/3以内 (1/3以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 補助対象市町村は、名古屋市を除く市町村とする。 2 過疎・振興山村地域とは別表1に定める区域をいう。 3 離島地域とは別表2に定める地域をいう。 4 自動車駐車場については、下記のとおりとする。 (1) 補助の対象及び限度額は下記のとおりとする。 ア 補助対象は、駐車場の基幹的部分とし、その割合は地下式駐車場1/3、立体式駐車場1/4とする。 イ 補助限度額は、1駐車場当たり3億円とし、また、駐車台数1台当たり150万円とする。 (2) 用地費及び補償費は、補助の対象としない。</p> <p>2 都市計画事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助対象事業</th> <th colspan="2">1件の事業費</th> <th rowspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>名古屋市</th> <th>名古屋市を除く市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1) 街路</td> <td>新設改良</td> <td>500万円以上</td> <td>300万円以上</td> <td>5/10以内</td> </tr> <tr> <td>自転車駐車場</td> <td>500万円以上</td> <td>300万円以上</td> <td>1/3以内</td> </tr> <tr> <td>自動車駐車場</td> <td>500万円以上</td> <td>300万円以上</td> <td>1/3以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 公園</td> <td>河川敷公園</td> <td>500万円以上</td> <td>300万円以上</td> <td>4/10以内</td> </tr> <tr> <td>その他公園</td> <td>500万円以上</td> <td>300万円以上</td> <td>3/10以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 都市景観整備</td> <td>500万円以上</td> <td>300万円以上</td> <td>1/3以内</td> </tr> <tr> <td>(4) 地域振興土地区画整理</td> <td>—</td> <td>300万円以上</td> <td>5/10以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 都市計画として決定された施設であること。 ただし、都市景観整備についてはこの限りではない。 2 河川敷公園については、都市公園法第23条の公園予定地を含む。 3 公園の用地費及び補償費は、補助の対象としない。</p>	補助対象事業費	1件の事業費	補助率		一般地域	過疎・振興山村地域及び離島地域	(1) 道路改築	300万円以上	1/2以内	2/3以内	(2) 交通安全施設整備 (うち自転車駐車場) (うち自動車駐車場)	300万円以上 (300万円以上) (300万円以上)	1/2以内 (1/3以内) (1/3以内)	2/3以内 (1/3以内) (1/3以内)	(3) 河川改良	300万円以上	1/2以内	2/3以内	(4) 海岸改良	300万円以上	1/2以内	2/3以内	(5) 港湾改良・漁港改良 (うち自転車駐車場)	300万円以上 (300万円以上)	1/2以内 (1/3以内)	2/3以内 (1/3以内)	補助対象事業	1件の事業費		補助率	名古屋市	名古屋市を除く市町村	(1) 街路	新設改良	500万円以上	300万円以上	5/10以内	自転車駐車場	500万円以上	300万円以上	1/3以内	自動車駐車場	500万円以上	300万円以上	1/3以内	(2) 公園	河川敷公園	500万円以上	300万円以上	4/10以内	その他公園	500万円以上	300万円以上	3/10以内	(3) 都市景観整備	500万円以上	300万円以上	1/3以内	(4) 地域振興土地区画整理	—	300万円以上	5/10以内		
補助対象事業費	1件の事業費	補助率																																																																						
		一般地域	過疎・振興山村地域及び離島地域																																																																					
(1) 道路改築	300万円以上	1/2以内	2/3以内																																																																					
(2) 交通安全施設整備 (うち自転車駐車場) (うち自動車駐車場)	300万円以上 (300万円以上) (300万円以上)	1/2以内 (1/3以内) (1/3以内)	2/3以内 (1/3以内) (1/3以内)																																																																					
(3) 河川改良	300万円以上	1/2以内	2/3以内																																																																					
(4) 海岸改良	300万円以上	1/2以内	2/3以内																																																																					
(5) 港湾改良・漁港改良 (うち自転車駐車場)	300万円以上 (300万円以上)	1/2以内 (1/3以内)	2/3以内 (1/3以内)																																																																					
補助対象事業	1件の事業費		補助率																																																																					
	名古屋市	名古屋市を除く市町村																																																																						
(1) 街路	新設改良	500万円以上	300万円以上	5/10以内																																																																				
	自転車駐車場	500万円以上	300万円以上	1/3以内																																																																				
	自動車駐車場	500万円以上	300万円以上	1/3以内																																																																				
(2) 公園	河川敷公園	500万円以上	300万円以上	4/10以内																																																																				
	その他公園	500万円以上	300万円以上	3/10以内																																																																				
(3) 都市景観整備	500万円以上	300万円以上	1/3以内																																																																					
(4) 地域振興土地区画整理	—	300万円以上	5/10以内																																																																					
								<前ページからの続き>																																																																
								<次ページへ続く>																																																																

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要																				
土木施設・都市施設	市町村土木事業費補助金				<前ページからの続き>			<p>4 自動車駐車場については、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 補助の対象及び限度額は下記のとおりとする。</p> <p>ア 補助対象は、駐車場の基幹的部分とし、その割合は地下式駐車場 1/3、立体式駐車場 1/4 とする。</p> <p>イ 補助限度額は、1 駐車場当たり 3 億円とし、また、駐車台数 1 台当たり 150 万円とする。</p> <p>(2) 用地費及び補償費は、補助の対象としない。</p> <p>5 都市景観整備については、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 補助限度額は、1 地区当たり 2 億円とする。</p> <p>(2) 用地費及び補償費は、補助の対象としない。</p> <p>6 地域振興土地区画整理は、組合等土地区画整理補助事業（国庫補助）に該当し、地域振興に必要かつ緊急に整備を要する都市計画道路を含む地区において、国庫補助対象とし、都市計画道路のみを補助の対象とする。</p> <p>3 土砂災害防止対策事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象事業費</th> <th>1 件の事業費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害防止対策</td> <td>300 万円以上</td> <td>3/10 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 市町村事業実施要綱に定められた事業であること。 2 補助対象市町村は、名古屋市を除く市町村とする。 3 用地費は、補助の対象としない。</p> <p>別表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市名</th> <th>区域名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊田市</td> <td>旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧旭町、旧稲武町の区域 旧下山村大字阿蔵、芦原子、宇連野、大桑、大林、荻嶋、梶、神殿、黒岩黒坂、小松野、高野、立岩、田平沢、梶立、梨野、野原、花沢、羽布、東蘭、東大沼、平瀬、吉平、和合の区域</td> </tr> <tr> <td>岡崎市</td> <td>旧額田町の区域</td> </tr> <tr> <td>北設楽郡</td> <td>設楽町、東栄町、豊根村</td> </tr> <tr> <td>新城市</td> <td>旧鳳来町、旧作手村</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 2</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>知多郡南知多町</td> <td>日間賀島、篠島</td> <td>西尾市</td> <td>佐久島</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象事業費	1 件の事業費	補助率	土砂災害防止対策	300 万円以上	3/10 以内	都市名	区域名	豊田市	旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧旭町、旧稲武町の区域 旧下山村大字阿蔵、芦原子、宇連野、大桑、大林、荻嶋、梶、神殿、黒岩黒坂、小松野、高野、立岩、田平沢、梶立、梨野、野原、花沢、羽布、東蘭、東大沼、平瀬、吉平、和合の区域	岡崎市	旧額田町の区域	北設楽郡	設楽町、東栄町、豊根村	新城市	旧鳳来町、旧作手村	知多郡南知多町	日間賀島、篠島	西尾市	佐久島		
補助対象事業費	1 件の事業費	補助率																												
土砂災害防止対策	300 万円以上	3/10 以内																												
都市名	区域名																													
豊田市	旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧旭町、旧稲武町の区域 旧下山村大字阿蔵、芦原子、宇連野、大桑、大林、荻嶋、梶、神殿、黒岩黒坂、小松野、高野、立岩、田平沢、梶立、梨野、野原、花沢、羽布、東蘭、東大沼、平瀬、吉平、和合の区域																													
岡崎市	旧額田町の区域																													
北設楽郡	設楽町、東栄町、豊根村																													
新城市	旧鳳来町、旧作手村																													
知多郡南知多町	日間賀島、篠島	西尾市	佐久島																											

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税 措置	説明	根拠法令等	摘要
土木施設・都市施設	都市構造再編集中支援事業	市町村等	立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共施設等の誘導  ・整備、防災力強化の取組等に対し、集中的な支援を行う事業	国直  補助対象事業費の1/2(都市機能誘導区域内)、4.5/10(居住誘導区域内)		公共事業等 (充当率)90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;対象事業要件&gt; 都市再生整備計画に基づき実施される次に掲げる事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業活用調査</li> <li>2 まちづくり活動推進事業</li> <li>3 地域創造支援事業</li> <li>4 道路</li> <li>5 公園</li> <li>6 古都保存・緑地保全等事業</li> <li>7 河川</li> <li>8 下水道</li> <li>9 駐車場有効利用システム</li> <li>10 地域生活基盤施設</li> <li>11 高質空間形成施設</li> <li>12 高次都市施設</li> <li>13 誘導施設</li> <li>14 基幹的誘導施設</li> <li>15 既存建造物活用事業</li> <li>16 土地区画整理事業</li> <li>17 市街地再開発事業</li> <li>18 住宅街区整備事業</li> <li>19 バリアフリー環境整備促進事業</li> <li>20 優良建築物等整備事業</li> <li>21 住宅市街地総合整備事業</li> <li>22 街なみ環境整備事業</li> <li>23 住宅地区改良事業等</li> <li>24 都心共同住宅供給事業</li> <li>25 公営住宅等整備</li> <li>26 都市再生住宅等整備</li> <li>27 防災街区整備事業</li> <li>28 復興促進事業</li> <li>29 エリア価値向上整備事業</li> <li>30 居住誘導促進事業</li> </ol> <p>なお、次の市町村の事業等を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域を都市計画運用指針に反して居住誘導区域に含めている市町村。</li> <li>2 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村。</li> </ol> <p>※ 事業内容、要件の詳細は、要綱等による。</p> <p>&lt;対象地区&gt; 都市再生整備計画の区域が都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内に定められている地区において行うものとする。 なお、次の区域を施行地区に含むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「かわまちづくり」支援制度実施要綱(平成28年2月10日付国水環第109号)に基づくかわまちづくり計画等の水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画(以下「水辺まちづくり計画」という。)がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域。なお、交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る(災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く)。</li> <li>2 空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域。なお、交付対象事業は緑地等の整備に限る。</li> </ol>	都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱	都市整備課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
都市緑化事業	あいち森と緑づくり都市緑化推進事業	市町村等	都市に残された民有地の緑を公有化し、緑地として保全、整備すると共に、民有地における屋上、壁面、敷地の緑化や美しい並木道づくり等を行い、緑の保全と創出の促進を図る。		<p>①県単</p> <p>補助率は事業の区分により異なる。 (説明欄参照)</p>	<p>一般単独事業(一般事業) &lt;充当率&gt; 75%</p> <p>一般単独事業(地方道路等整備事業) &lt;充当率&gt; 90%</p>		<p>&lt;補助対象事業&gt;</p> <p>1 身近な緑づくり事業 市街化区域内及び市街化調整区域内の既存集落で、 (1) 既存樹木の保全を行う事業 (2) 環境改善・延焼防止などの機能を有する新たな緑地の創出を行う事業 (3) 公共施設・軌道敷の緑化を行う事業 (いずれも面積 300 m<sup>2</sup>程度以上)</p> <p>2 緑の街並み推進事業 市街化区域内及び市街化調整区域内の既存集落で、 (1) 民有地の建物や敷地の緑化を進めるため、市町村が定めた緑化施設評価に基づく優良な緑化事業(面積 50 m<sup>2</sup>以上、生垣設置については延長 15m以上) (2) 民有の既存樹林地を広く開放するため、園路整備等を行う民有樹林地活用型事業(面積 50 m<sup>2</sup>以上)</p> <p>3 美しい並木道再生事業 沿道又は近隣に公共施設を有する市町村道及び県管理道路をその地域の顔となる美しい並木道へと再生する事業(延長概ね連続して 100m 以上)</p> <p>4 県民参加緑づくり事業 (1) 公有地において、県民参加による樹林地整備、植栽、ピオトープづくりなどの緑づくり活動、体験学習並びに都市緑化の普及啓発を実施する事業及びこれを市民団体が実施する場合の支援事業(参加者数延べ 50 名以上) (2) 緑の活動を実施する市民団体を育成するため、市民団体等の活動に講師の派遣等をする事業(参加者数 20 名以上)</p> <p>&lt;交付対象&gt;</p> <p>1: 市町村 2: 市町村 3: 市町村 4: 市町村、NPO 等 ※ 2は市町村から民間への補助(民間建物や敷地の緑化等)であり、公共施設整備ではない。</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>1: 補助対象事業費の用地 1/3、工事費 10/10 2: 補助対象事業費の 1/2 3: 補助対象事業費の 10/10 4: 補助対象事業費の 10/10</p>	あいち森と緑づくり条例 あいち森と緑づくり基金条例 あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱	公園緑地課
下水道	市町村下水道事業費補助金	市町村	都市計画決定がなされた公共下水道(ただし、下水道法第 4 条の事業計画の認可を受けた特定環境保全公共下水道を含むものとする。)(1 件の事業費が 300 万円未満(名古屋市は 500 万円未満)国庫補助対象事業、維持修繕的事業、災害復旧工事を除く。)		<p>①県単</p> <p>補助対象事業費の 1/10 以内</p>	<p>下水道事業 &lt;充当率&gt; 100%</p>	<p>処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金を基準財政需要額に算入(事業費補正分: 16%~44%、単位費用算入分: 5%)</p>	<p>&lt;補助対象事業&gt;</p> <p>市町村単独事業のうち公共下水道の管渠(雨水の管渠は除く。)で、国庫補助対象となる施設規模の概ね 1/3 以上の施設の新設工事(処理場及びポンプ場の用地及び補償費は補助の対象としない。)</p> <p>市町村単独事業のうち公共下水道の管渠(雨水の管渠は除く。)で、国庫補助対象となる施設規模の概ね 1/3 以上の施設の改築工事(事業計画等に基づき適正な維持管理が行われている施設のうち、設置後 10 年を経過しているものに限る。)</p>	市町村下水道事業費補助金交付要綱	下水道課
		市町村	都市計画決定がなされた都市下水路事業(1 件の事業費が 300 万円未満(名古屋市は 500 万円未満)国庫補助対象事業、維持修繕的事業、災害復旧工事を除く。)		<p>①県単</p> <p>補助対象事業費の 3/10 以内</p>	<p>一般単独事業(河川等事業) &lt;充当率&gt; 90%</p>		<p>&lt;補助対象事業&gt;</p> <p>原則として、国庫補助事業採択に適合しない下記①または②の事業についてアまたはイに該当するもので、国庫補助対象となる施設の範囲と同一の範囲の施設の新設工事。</p> <p>① 一般都市下水路事業 ア 集水面積 30 ヘクタール以上のもの。 イ 浸水指数 5,000 以上の区域を排水するもの。 (浸水指数=浸水戸数×浸水回数×浸水時間)</p> <p>② 離島振興対策事業 ア 集水面積 10 ヘクタール以上のもの、かつ離島振興対策の実施区域内であるもの。 イ 浸水指数 2,000 以上の区域を排水するもの、かつ離島振興対策の実施区域内であるもの。</p>	市町村下水道事業費補助金交付要綱	下水道課
	下水道床上浸水対策事業	市町村等	浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区で、大規模な床上浸水被害が発生した地区等の浸水被害の防止・軽減を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高めることを目的とする事業	<p>①国直</p> <p>補助対象事業費の 1/2、1/3</p>		<p>下水道事業 &lt;充当率&gt; 100%</p>	<p>処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金を基準財政需要額に算入(事業費補正分: 16%~44%、単位費用算入分: 5%)</p>	<p>&lt;対象事業要件&gt;</p> <p>下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業実施要綱による。</p>	下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道事業実施要綱	下水道課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要								
下水道	大規模雨水処理施設整備事業	市町村等	計画的な施設整備や適切な機能確保を図るため、雨水処理を担う大規模な下水道施設の設置又は改築事業を集中的に実施することを目的とする事業	国直 補助対象事業費の1/2		下水道事業 <充当率> 100%	処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金を基準財政需要額に算入 (事業費補正分: 16%~44%、単位費用算入分: 5%)	<対象事業要件> 大規模雨水処理施設整備事業実施要綱による。	大規模雨水処理施設整備事業実施要綱	下水道課								
	下水道脱炭素化推進事業	市町村等	温室効果ガス削減効果の高い創エネルギー施設の整備等を集中的に実施することにより、下水道の脱炭素化を推進することを目的とする事業	国直 補助対象事業費の1/2、5.5/10		下水道事業 <充当率> 100%	処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金を基準財政需要額に算入 (事業費補正分: 16%~44%、単位費用算入分: 5%)	<対象事業要件> 下水道脱炭素化推進事業実施要綱による。	下水道脱炭素化推進事業実施要綱	下水道課								
市街地再開発	市街地再開発事業(都市局所管)	市町村	低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した平面的な市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、オープンスペースを持つ不燃化された共同建築物と道路等の公共施設を整備する事業	国直 社会資本整備総合交付金交付対象事業費の1/3以内かつ 地方公共団体の補助に要する費用の額の1/2以内	県直 社会資本整備総合交付金交付対象事業費の1/6以内かつ 社会資本整備総合交付金の1/2以内	公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<社会資本整備総合交付金交付の要件> 社会資本整備総合交付金交付要綱による。  <県補助金交付の要件> 社会資本整備総合交付金交付要綱に準ずる。 ただし、市町村が施行者の事業は県費補助金対象外。  交付金交付対象事業費の負担割合イメージ <table border="1"> <tr><th>国</th><th>県</th><th>市</th><th>施行者</th></tr> <tr><td>2/6</td><td>1/6</td><td>1/6</td><td>2/6</td></tr> </table>	国	県	市	施行者	2/6	1/6	1/6	2/6	都市再開発法  社会資本整備総合交付金交付要綱  愛知県市街地再開発事業(国土交通省都市局所管)補助金交付要綱	住宅計画課
	国	県	市	施行者														
2/6	1/6	1/6	2/6															
市街地再開発事業(住宅局所管)	市町村	低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した平面的な市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、オープンスペースを持つ不燃化された共同建築物と道路等の公共施設を整備する事業	国直 社会資本整備総合交付金交付対象事業費の1/3以内かつ 地方公共団体の補助に要する費用の額の1/2以内	県直 社会資本整備総合交付金交付対象事業費の1/6以内かつ 社会資本整備総合交付金の1/2以内	公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<社会資本整備総合交付金交付の要件> 社会資本整備総合交付金交付要綱による。  <県補助金交付の要件> 社会資本整備総合交付金交付要綱に準ずる。 ただし、市町村が施行者の事業は県費補助金対象外。  交付金交付対象事業費の負担割合イメージ <table border="1"> <tr><th>国</th><th>県</th><th>市</th><th>施行者</th></tr> <tr><td>2/6</td><td>1/6</td><td>1/6</td><td>2/6</td></tr> </table>	国	県	市	施行者	2/6	1/6	1/6	2/6	都市再開発法  社会資本整備総合交付金交付要綱  愛知県市街地再開発事業等(国土交通省住宅局所管)補助金交付要綱	住宅計画課	
国	県	市	施行者															
2/6	1/6	1/6	2/6															
優良建築物等整備事業	市町村	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業	国直 社会資本整備総合交付金交付対象事業費の1/3以内かつ 地方公共団体の補助に要する費用の額の1/2以内	県直 社会資本整備総合交付金交付対象事業費の1/6以内かつ 社会資本整備総合交付金の1/2以内	公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<社会資本整備総合交付金交付の要件> 社会資本整備総合交付金交付要綱による。  <県補助金交付の要件> 社会資本整備総合交付金交付要綱に準ずる。 ただし、優良再開発型(共同化タイプ)に限る。 また、市町村が施行者の事業は県費補助金対象外。  交付金交付対象事業費の負担割合イメージ <table border="1"> <tr><th>国</th><th>県</th><th>市</th><th>施行者</th></tr> <tr><td>2/6</td><td>1/6</td><td>1/6</td><td>2/6</td></tr> </table>	国	県	市	施行者	2/6	1/6	1/6	2/6	社会資本整備総合交付金交付要綱  愛知県市街地再開発事業等(国土交通省住宅局所管)補助金交付要綱	住宅計画課	
国	県	市	施行者															
2/6	1/6	1/6	2/6															

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
防衛施設周辺対策施設	障害防止工事事業	市町	事業主体が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するために行う、必要な右記の施設の工事費用に対する補助	国直 原則事業費の100%		一般補助施設整備等事業 <充当率> 75%		<p>&lt;対象事業&gt; 自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施、航空機の離着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施、艦船又は舟艇のひん繁な使用、防衛施設整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更、電波のひん繁な発射により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、下記の対象施設について必要な工事を行う事業。</p> <p>&lt;対象施設&gt; ア 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設 イ 道路、河川又は海岸 ウ 防風施設、砂防施設その他の防災施設 エ 水道又は下水道 オ 鉄道、テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設</p>	防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第3条第1項 防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱	航空空港課
						市町村負担額から地方債を財源として充てた額を控除した額に0.5を乗じて得た額が特別交付税の基礎数値となる。				
教育施設等騒音防止対策事業 (防音補助事業)	市町	事業主体が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するために行う右記の施設の工事費用に対する補助	国直 原則事業費の100%		一般補助施設整備等事業 <充当率> 75%		<p>&lt;対象施設&gt; 学校等：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、保育所、福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、児童自立支援施設、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設、身体障害者福祉センター、職業能力開発校、障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う施設、幼保連携型認定こども園 病院等：病院、診療所、助産所、保健所、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、救護施設、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター、母子健康包括支援センター</p>	防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第3条第2項 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱	航空空港課	
					学校教育施設等整備事業 <充当率> 90% (財対債15%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入				
					社会福祉施設整備事業 <充当率> 80%					
					病院事業 <充当率> 100%	H27年度以降に同意された病院事業債の元利償還金の25%（通常分）を基準財政需要額に算入  新公立病院改革プランに基づき行われる公立病院等の再編・ネットワークに係る施設・設備の整備の病院事業債の元利償還金の40%（特別分）を基準財政需要額に算入  なお、建物の建築単価が36万円/㎡を上回る場合は病院事業債からその相当額を除いた上で算入率を乗じる。				
					介護サービス事業 <充当率> 100%					
		市町村負担額から地方債を財源として充てた額を控除した額に0.5を乗じて得た額が特別交付税の基礎数値となる								

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																												
防衛施設周辺対策施設	民生安定施設整備事業	市町	防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、事業主体がその障害の緩和に資するために行う、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備費用に対する補助	国庫 補助率は施設により異なる。 (説明欄参照)		一般補助施設整備等事業 〈充当率〉 75%  学校教育施設等整備事業 〈充当率〉 75%  社会福祉施設整備事業 〈充当率〉 80%  水道事業 〈充当率〉 100%  一般廃棄物処理事業 〈充当率〉 90% (財対債15%を含む)	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入(財対債は50%)	<p>&lt;対象施設及び補助率(例示)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラジオ放送の業務を行うための施設</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>道路(農業用施設及び林業用施設であるものを除く。)</td> <td>7/10</td> </tr> <tr> <td>改良工事に係るもの</td> <td>7/10</td> </tr> <tr> <td>舗装工事に係るもの</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>舗装補修工事に係るもの</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>街灯施設</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>7.5/10</td> </tr> <tr> <td>看護師養成所又は准看護師養成所</td> <td>7.5/10</td> </tr> <tr> <td>無線設備及びこれを設置するために必要な施設</td> <td>7.5/10</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム又は軽費老人ホーム</td> <td>7.5/10</td> </tr> <tr> <td>公園、緑地その他公共空地</td> <td>6/10※</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>2/3 ※</td> </tr> <tr> <td>緑地</td> <td>2/3 ※</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>2/3 ※</td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>5/10</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設又はごみ処理施設</td> <td>5/10</td> </tr> <tr> <td>港湾施設用地</td> <td>7/10</td> </tr> <tr> <td>農業用施設(農民研修施設及び農民集会施設を除く。)</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>林業用施設(林業研修施設を除く。)</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>漁業用施設(漁民研修施設を除く。)</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>その他防衛大臣が指定する施設</td> <td>5/10 7.5/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 土地の取得に要する経費の補助については、5/10  ※ 詳細は「民生安定施設の助成に係る補助の割合又は額について」(通達)による。</p>	対象施設	補助率	ラジオ放送の業務を行うための施設	8/10	道路(農業用施設及び林業用施設であるものを除く。)	7/10	改良工事に係るもの	7/10	舗装工事に係るもの	6/10	舗装補修工事に係るもの	2/3	街灯施設	6/10	児童養護施設	7.5/10	看護師養成所又は准看護師養成所	7.5/10	無線設備及びこれを設置するために必要な施設	7.5/10	養護老人ホーム又は軽費老人ホーム	7.5/10	公園、緑地その他公共空地	6/10※	公園	2/3 ※	緑地	2/3 ※	屋外運動場	2/3 ※	水道	5/10	し尿処理施設又はごみ処理施設	5/10	港湾施設用地	7/10	農業用施設(農民研修施設及び農民集会施設を除く。)	2/3	林業用施設(林業研修施設を除く。)	2/3	漁業用施設(漁民研修施設を除く。)	2/3	その他防衛大臣が指定する施設	5/10 7.5/10	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条  民生安定施設の助成に係る補助の割合又は額について(通達)	航空空港課
対象施設	補助率																																																					
ラジオ放送の業務を行うための施設	8/10																																																					
道路(農業用施設及び林業用施設であるものを除く。)	7/10																																																					
改良工事に係るもの	7/10																																																					
舗装工事に係るもの	6/10																																																					
舗装補修工事に係るもの	2/3																																																					
街灯施設	6/10																																																					
児童養護施設	7.5/10																																																					
看護師養成所又は准看護師養成所	7.5/10																																																					
無線設備及びこれを設置するために必要な施設	7.5/10																																																					
養護老人ホーム又は軽費老人ホーム	7.5/10																																																					
公園、緑地その他公共空地	6/10※																																																					
公園	2/3 ※																																																					
緑地	2/3 ※																																																					
屋外運動場	2/3 ※																																																					
水道	5/10																																																					
し尿処理施設又はごみ処理施設	5/10																																																					
港湾施設用地	7/10																																																					
農業用施設(農民研修施設及び農民集会施設を除く。)	2/3																																																					
林業用施設(林業研修施設を除く。)	2/3																																																					
漁業用施設(漁民研修施設を除く。)	2/3																																																					
その他防衛大臣が指定する施設	5/10 7.5/10																																																					
						市町村負担額から地方債を財源として充てた額を控除した額(定額補助に係る事業については、補助額の1/2又は市町村負担額から地方債を財源として充てた額を控除した額のうちいずれか少ない額)に0.5を乗じて得た額が特別交付税の基礎数値となる。																																																



施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要						
河川	事業間連携河川事業	市町村等	<p>整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる区間において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図る事業</p> <p>(1) 湛水危険区域氾濫対策 想定湛水深が深い区域において人命を守るために、本支川又は上下流で連携して事業間連携計画を作成し概ね5年以内で完了するもの。</p> <p>(2) 洪水調節機能強化対策 洪水調節機能の強化を図るために、管理ダム又は建設ダムと連携して事業間連携計画を作成し概ね5年以内で完了するもの。</p> <p>(3) 内水被害対策 内水被害の防止等を図るために、下水道事業等と連携して事業間連携計画を策定し概ね5年以内で完了するもの。</p> <p>(4) 津波・高潮対策 津波・高潮被害の防止等を図るために、近接する海岸事業等と連携して事業間連携計画を作成し概ね5年以内で完了するもの。</p> <p>(5) 土砂・洪水氾濫対策 土砂・洪水氾濫の防止等を図るために、砂防事業と連携して事業間連携計画を作成し概ね5年以内で完了するもの。</p>	国直 補助対象事業費の1/3		公共事業等 (充当率)90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<p>&lt;対象事業要件&gt; 準用河川において施行される改良に関する工事であって次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 次の①及び②に該当するもの ①次のいずれかが浸水する区域に係るもの イ 家屋25戸以上 ロ 要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設 ②次のいずれかの区域に係るもの イ 決壊時の想定湛水深が5m以上となるおそれがある ロ 決壊時の想定湛水深が3m以上となり72時間以上継続するおそれがある (2) 次のいずれかに該当するもの イ 現在、暫定操作となっている管理ダムの操作規則を改善する上で必要なもの ロ 建設中のダム事業のうち、最適な操作規則で供用を開始する上で必要なもの (3) 次のいずれかの区域に係るもの イ 過去概ね10年間で内水氾濫による延べ浸水被害戸数が25戸以上の区域 ロ 内水氾濫によって要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設が浸水する恐れがある区域 (4) 次の①及び②に該当するもの ①次のいずれかが津波・高潮により浸水するおそれがある区域に係るもの イ 家屋25戸以上 ロ 要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設 ②次のいずれかに該当するもの イ 期望平均満潮位以下の地域に係るもの ロ 大規模地震対策特別措置法に基づき指定される地震防災対策強化地域において実施するもの ハ 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)に基づき指定される南海トラフ地震防災対策推進地域において実施するもの ニ 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成16年法律第27号)に基づき指定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において実施するもの (5) 次のいずれかが土砂・洪水氾濫により浸水する恐れがある区域に係るもの イ 家屋25戸以上 ロ 要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設</p>	事業間連携河川事業実施要領	河川課						
	特定都市河川浸水被害対策推進事業	市町村等	<p>特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域で雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造等を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ、浸水被害を軽減させる事業</p>	国直 補助対象事業費の1/2	県債 補助対象事業費の1/4			<p>&lt;対象事業要件&gt; 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域において、流域水害対策計画で定められた地方公共団体又は民間事業者等が実施する次の(1)、(2)のいずれかに該当する事業で、概ね10年以内に完了するもの。</p> <p>(1) 雨水貯留浸透施設整備のうち、300m<sup>3</sup>以上の雨水浸透機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。 なお、民間事業者等が雨水貯留施設を整備する場合は、雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設の整備に限る。 イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業 ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業 (2) 地方公共団体又は民間事業者等が浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤を整備する事業</p> <p>なお、各事業は、次のすべての要件に該当するもの。 イ 流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内にされる見込みであること ロ 当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村において、概ね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること ハ 指定区間内の一級河川又は二級河川において、(1)及び(2)を市区町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る</p> <p>対象事業費の負担割合イメージ</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table>	国	県	市町村等	1/2	1/4	1/4	特定都市河川浸水被害対策推進事業実施要領 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金取扱要領	河川課
国	県	市町村等														
1/2	1/4	1/4														
その他	名古屋市高速鉄道事業	名古屋市	<p>名古屋市高速鉄道は、中京圏鉄道網の中心的役割を果たす極めて重要な公共交通機関であり、その整備促進を図るため、建設費の一部を助成する。</p>		県庫 定額			<p>&lt;補助事業&gt; 名古屋が行う高速鉄道事業に要する建設費及び建設改良費 &lt;補助先&gt; 名古屋市(名古屋市高速鉄道事業会計) &lt;補助開始年度&gt; 昭和41年度</p>	名古屋市高速鉄道事業補助金交付要綱	交通対策課						